

農薬の散布作業 における安全 対策について

農薬工業会安全広報部長 松淵定之

農薬工業会では、農薬を適正に使用していただくために「農薬適正使用のポイント」などのリーフレットやビデオ「農薬の正しい使い方」の配布・配信を行っています。ここではビデオ「農薬の正しい使い方」から農薬の散布作業における注意点を紹介します。



冊子、動画のサイトへのQRコード

一、農薬ラベルの確認

農薬のラベルには農薬を安全・適正に使用するための情報が書かれています。ラベルに従って使用することが安全対策の第一歩になります。とくに適用作物、使用回数などを適用表（第1図、第2図）で確認することが重要です。また、「安全使用上の注意」の欄には登録された注意事項（第3図）が示されており、特に注意が必要な事項には、原則として注意喚起マークが表示されています。注意喚起マークには、青色の強制マーク（必ずすること）と赤色の禁止マーク（してはいけないこと）（第4図）の二種類がありますので、使用前に必ず確認をしてください。



第1図 適用表で確認することが重要

【効果薬害等の注意】

- 定植直後に使用しない。(薬害)

【安全使用上の注意】

- 散布の際は農薬用マスクを着用する。
- 魚類に影響を及ぼすおそれがある。使用時は注意。

第3図 安全使用上の注意の表示例

【適用表の表示例】

作物名	適用病害名	希釈倍数(倍)	10アールあたりの使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	〇〇〇〇を含む農薬の総使用回数
かんきつ	黒点病	2,000	200~700ℓ	収穫7日前まで	3回以内	散布	3回以内
	そうか病	1,000					

第2図 適用表の表示例

二、散布液の調製

まず保護具を準備してください。注意事項を確認し、保護メガネ、農薬用マスク、手袋、長ズボン、長袖、長靴などを用意（第5図）します。農薬散布用マスクは「国家検定合格品」（厚生労働省）を選ぶことをお勧めします。合格品には図のような検定マーク第6図がついています。農薬の原液や原末は散布液よりも濃度が濃く、飛沫や粉立ちを吸い込んだり眼に入ったりすると危険な場合もあるので、計量する前に保護メガネ、マスク、手袋（第7図）を着けましょう。計量に使ったメスシ



散布時は農薬用マスク（防護マスク）を着用する。



魚毒性等…水産動植物（魚類）に強い影響あり。河川、湖沼及び海域等に飛散、流入しないよう注意。養殖池周辺での使用はさける。

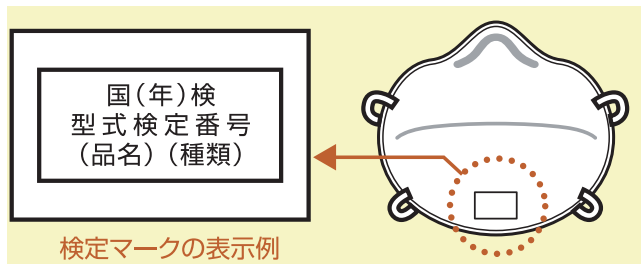
第4図 注意喚起マーク

【青：強制マーク、赤：禁止マーク】

ンダーや空容器に農薬を残さないように水で洗い、洗浄水は散布液の夕



第5図 保護具の着用図



第6図 合格品の検定マーク表示例



第7図 計量前には保護メガネ・マスク・手袋の着用を。



第8図 最初の散布液は作物にかけない

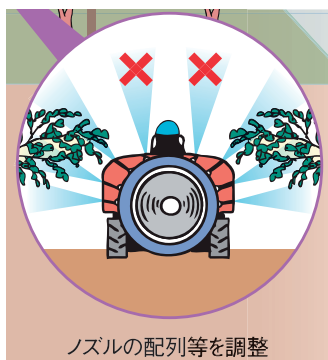
散布開始時には、前回の散布の洗浄水がホースに残っている場合があるので、最初の散布液は作物にかけないように(第8図)します。また、

三. 散布作業と飛散防止

ンクに加えます。最後に計画した散布水量となるようにタンクに水を加え、散布液が均一になるようによく混ぜます。



第10図 一般ノズルと飛散低減ノズル(キラナシノズル)の比較例



第9図 SSの散布方向のノズル調整

自分への農薬暴露と周辺への飛散を防ぐために、散布するときの風の強弱と向き、散布の方向、周辺作物との位置関係に注意することが大切です。朝夕の風の弱いときに散布することを心がけましょう。また、散布圧力が高すぎると散布液の粒子が細かくなり飛散しやすくなります。ス

四. 散布後のあと片付け

散布後に器具を洗浄する時も保護具を着けたまま行います。器具の洗浄は散布後速やかに行うことが大切です。翌日まわしにすると薬剤が固まったり、ノズルの目詰まりの原因になります。タンクだけでなくノズルやホースの中も確実に洗いましょう。洗った残り水は河川や水路などに流入しないよう注意してください。


散布作業後は、手や顔などの露出部分を石けんでよく洗い、うがいをお願いします。脱いだ防除衣は他の服と分け



第11図 飛散防止ネットの設置

て洗濯をし、乾いた作業衣は農薬の保管場所とは別の場所に置きましよう。

また、どの農薬をいづれくらい使ったか、などをすべて記録する「防除日誌」をつけることが大事です。記録することで成分ごとの使用回数や安全日数の確認ができ、使用基準を守っていることの証拠にもなります。



記録することで、有効成分ごとの使用回数等の確認が容易になり、使用基準を遵守していることが証明できます。

五、農薬の保管と廃棄

誤飲や誤用、品質の悪化を防ぐために農薬の保管には十分な注意が必要です。農薬専用の保管場所を作り、鍵をかけて子供の手が届かないようにします（第12図）。誤使用、誤飲を防ぐために他の容器への移しかえ

は絶対に行わないでください（第13図）。また、破損や漏れに備えて農薬の容器はトレイなどに入れるようにしましう。



第12図



誤用・誤飲・誤食を避けるために、他の容器に移しかえない。

第13図

使用済の空容器で、袋の容器の場合は、農薬が残っていないことを確認し、畳んで保管します。ボトルや缶の容器は水洗いを三回以上行い（第14図）、まとめて保管します。洗浄後の空容器や不要農薬を廃棄する場合、不法に投棄したり、野外で焼却することは厳禁（第15図）です。許可を受けた産業廃棄物処理業者に廃棄処理を委託してください。地域共同で回収処分を行う体制が確立しているところでは、ルールに従って処分を行います。農薬を正しく使って豊かな収穫を手にしましよう。



第14図



第15図






※掲載図上記「農薬工業会リーフレット」より引用。